(趣旨)

第1条 この規則は、別府市生活安全条例(平成11年別府市条例第32号)第6条の規定に基づき、別府市生活安全推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会長及び副会長)

- 第2条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議及び議事等)

- 第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、生活環境部環境安全課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。